協力金早期支給対象要件確認フローチャート

京都府内の飲食店・遊興施設等を運営している企業・団体、個人事業主ですか？

いいえ → 早期支給の申請はできません。

はい ↓

中小企業等ですか？

いいえ → 早期支給の申請はできません。

はい ↓

後日お知らせする本申請において、売上高方式で申請しますか？

いいえ → 早期支給の申請はできません。

はい ↓

これまでから京都府の要請に対して継続して協力いただいており、要請違反の事実はありませんか？

いいえ → 早期支給の申請はできません。

はい ↓

営業に必要な許認可等について、要請するすべての期間（令和３年１０月１日から１０月２１日まで）に有効（更新予定を含む）な許可証をお持ちですか？

いいえ → 早期支給の申請はできません。

はい ↓

時短要請の期間中、カラオケ設備の使用を自粛すること（カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外。）

※　カラオケ設備を使用しない施設及びカラオケボックスは「はい」に進んでください）

いいえ → 早期支給の申請はできません。

はい ↓

申請店舗について、令和３年２月８日以降の要請に対する協力金の受給実績がありますか？

いいえ → 早期支給の申請はできません。

はい ↓

＜認証店舗の場合＞
対象施設について、要請日（令和３年９月２８日）以前から、午後９時から翌朝午前５時までの時間帯に営業していましたか？

はい ↓

＜認証店舗でない場合＞
対象施設について、要請日（令和３年９月２８日）以前から、午後８時から翌朝午前５時までの時間帯に営業していましたか？

いいえ → 早期支給の申請はできません。

はい ↓

時短要請への協力開始日から令和３年１０月２１日までの間、定休日等の店休日を除き、連続して京都府の時短要請に協力いただけますか？

いいえ → 早期支給の申請はできません。

はい ↓

時短要請への協力日数が１０日以上となる見込みですか？

いいえ → 早期支給の申請はできません。

はい ↓

早期支給の申請が可能です。